

係長



私は、現在の職場に異動してくるまでは、家庭裁判所調査官として少年事件を担当し、個々の事件の調査を通じて非行を犯した少年達と向き合う日々でしたが、現在は、少年が再び非行を犯さないために、家庭裁判所全体で取り組むべきことを考える仕事をしています。具体的には、非行を犯した少年の審判手続のうち、家庭調査官が行う調査に関する事務や、少年院や保護観察所、警察など少年の立ち直りに関わる機関との連携に関する事務を行っています。

少年事件における家庭調査官の業

将来のあるべき補導委託制度の姿について、個別の事件を離れて、より大きな視点から考え、これを実現していく作業は、司法行政に携わる今の立場だからこそできることです。裁判所には、働く部署や職種は違っても、裁判所を利用する方々のニーズに応えるため、日々熱意を持って働いている職員がたくさんいます。皆さんも、ぜひ裁判所の一員に加わっていただければと思います。

事務局だから
できること

最高裁判所
家庭局第二課少年調査係
桑田 悦子

●平成14年採用
▶家庭調査官補(奈良)
▶家庭調査官(奈良、小倉、福岡)
▶係長(最高裁)

務のあり方について、広い視野を持って情報を分析し、施策を考えることは、一家裁判調査官として事件に関わっていた頃とはまた違ったやりがいがあります。

例えば、家庭裁判所では、非行を犯した少年の処分を決めるに当たって、少年を民間の篤志家の方に預けて、その経過を見た上で最終的な処分を決定する「補導委託」という制度があります。現在、私はこの制度の意義や、補導委託の中で家庭調査官の果たすべき役割について、検討しています。

課長補佐

裁判所の役割は適正かつ迅速な裁判の実現ですが、その実現のために縁の下から裁判部門を支える部署として事務局が存在します。私が所属する総務課も事務局の一部門であり、広報、各種協議会の開催、裁判傍聴等の案内、研修の実施など、多種多様な仕事を行っています。例えば、新聞記者等のマスコミへの応対も総務課の仕事の一つですが、正確な内容をマスコミに伝えるために、個々の取材に対して常に緊張感を持って臨むようにしています。

裁判所を取り巻く環境は日々変わっており、職員にはこれまで以上に柔軟な思考や対応が求められます。とりわけ、裁判所内外を問わず人と折衝する場面が増えていく中で、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を身につけることが重要になります。

裁判所は皆さんのやる気次第で色々な職務の経験ができる魅力ある職場です。私たち先輩がやる気のある若い皆さんの成長をサポートしますので、ぜひ一緒に働きましょう。楽しみにしています。

裁判部門を
支える
縁の下の力持ち

徳島地方裁判所
総務課
高木 義浩

●平成4年採用
▶事務官(高知)
▶書記官(徳島、福岡、阿南、徳島)
▶係長(司法研修所、最高裁)
▶課長補佐(徳島)



裁判所では色々な職種の職員がチームで働いています！
でも、みなさんが採用された後に
チームとしてどのように仕事をするのか、
具体的にはイメージしにくいかもしれません。
そこで、今回家庭裁判所の家事部の皆さんに、
チームで働くことについてインタビューをしました。



職場の雰囲気

皆さんの所属している部の雰囲気はどんな感じですか？

小豆川 私たちの部は、明るく、何でも相談しやすい雰囲気です。家庭裁判所では、様々な種類の事件を扱うので、私が初めて携わる種類の事件も多いんですけど、分からないことがあれば、水口主任や岡本さんに遠慮なく質問させてもらっています。

岡本 確かに明るい雰囲気ですね。特に小豆川さんは、来庁者を待たせることなく応対してくれたり、かかってきた電話もすぐに受けてくれたりと、何ごとにも積極的に取り組んでくれるので、小豆川さんのそういう積極性が、部屋の雰囲気をより明るくしてくれています。

小豆川 そう言ってもらえると嬉しんです。

徳平 仲主任は若手の私たちにも気を遣ってくれていて、たまにだじゃれを言ったりして雰囲気を和ませてくれますよ（笑）。

仲 徳平さんはこの三月に裁判所職員総合研修所の家庭裁判所調査官養成課程を修了したばかりですが、若手ながらも積極的に私や他の先輩家裁調査官に対して意見を述べてくれますし、私たちの部で研修を受けている家裁調査官補に対しても、良き先輩としてアドバイスをしてくれたり、活気ある職場の雰囲気作りに貢献してくれていますね。

同種の職種間での協働

徳平さんは他の家裁調査官とどのように関わって仕事をしているのですか？

徳平 まず、調査面接を他の家裁調査官と共同で行うことがあります。家事事件の調査面接では、例えば紛争の当事者や子どもとの面接を通して、面接の相手方の感情や思いを引き出しながら、問題の原因や背景を調査するのですが、この調査面接を共同で行う場合には、私の質問方法について先輩の家裁調査官から率直なアドバイスをもろえるので、とても参考になっています。また、定例ケース会議といった、家裁調査官三、四人で一組になり、週に一回ぐらいのペースで各自の担当事件について検討する機会があるのですが、自分の担当事件について他の家裁調査官が進行に関する助言をしてくれたら、問題点に対する解決策を一緒に考えてくれたりします。

裁判所事務官である小豆川さんは裁判所書記官の皆さんとどのように関わって仕事をしていますか？

小豆川 私は、主に来庁された当事者への対応や、子の氏の変更、相続放棄に関する審判事務などについて、書記官を補助する仕事をしています。初めの頃は、戸籍の読み方や当事者から提出してもらわなければならない書類について



よく周りの書記官に教えてもらっていました。同じ種類の事件でも事案によっては提出してもらわなければならない書類が異なる場合があるので、そういう時には今でも書記官に相談をしながら仕事を進めています。

水口 最近小豆川さんが私のところ質問に来る回数が増えてきてしましました。成長の証ですので、嬉しい反面、寂しい限りです（笑）。岡本 他にも小豆川さんは、毎日提出されるたくさんの方の事件関係の書類を手際よく整理して、各書記官に配布してくれるなど、書記官が円滑に事務を進められるように考えて行動してくれているので、とても助かっています。

異なる職種間での協働

家庭裁判所では、家裁調査官、書記官、事務官がそれぞれどのように関わって仕事をしていますか？

小豆川 事務官の私が家裁調査官と一番関わりを持つのは、履行勧告（※1）の仕事です。最初に当事者からの申出を受け付けるのは



仲 稔治
主任家裁調査官



とくひら ゆき
徳平 有紀
家裁調査官



しょうすがわ まい
小豆川 真衣
裁判所事務官



岡本 美智子
裁判所書記官



水口 輝明
主任書記官

事務官や書記官なのですが、家庭裁判所の調停や審判によって決められたことを守らない人に、守るように説得をしたり、勧告をするのは家裁調査官です。なので、実際にどのようなことをするのかを家裁調査官に聞いて、家裁調査官が履行勧告をするのに必要な情報を収集できるよう、受付の事務を工夫しています。

徳平 私の場合、例えば履行勧告をして決められたことを守ってもらえない場合に、当事者から強制執行手続（※2）について説明を求められることがあるのですが、そういうときには、書記官にお願いでして手続の説明してもらいます。このように、書記官と家裁調査官で役割を分担して、各々専門性を活かして仕事をしています。

水口 家庭裁判所では一つの事件を解決するために、書記官と家裁調査官がともに協力しなければならぬので、お互いに必要な情報を共有することができるよう、情報を提供しあうようにしています。特に家裁調査官は出張で不在のことが多いので、意識して機会を見つけては情報交換をするよう心がけています。また、個々の事件の進行方法や、事件の進行段階に応じてそれぞれの職種が気をつけるべきことについて、裁判官を交えて意見交換することもあります。

仲 書記官は裁判手続の進行管理を行いますし、家裁調査官は心理学などの専門知識をもとに必要な調査を行うので、書記官と家裁調



査官のどちらが欠けても裁判手続を円滑に進行させることはできません。そういう意味では書記官と家裁調査官は車の両輪のようなものだと思います。なので、お互いが協力して事件を解決に結びつけることができたときには、チームで仕事することでした味わえない達成感があります。

若手事務官、若手家裁調査官の成長の様子

小豆川さんと徳平さんは、採用されてからどういったところが成長したと思いますか？

徳平 調査を通じて得た経験であつたり、先輩家裁調査官から教わった知識などを応用して、様々な事案に対応できるようになってきたかな、と思います。特に、初めて携わる事件では押さえなければならぬポイントを意識したり、事件に関する資料を注意深く読み込んで、内容をよく把握するよう

に心がけたりしています。また、調査面接を他の先輩家裁調査官と共同で行う際には、先輩家裁調査官の手法で参考になることは、すぐにメモをとって、自分が行う調査で活かすようにしています。

調査面接を他の先輩家裁調査官と共同で行う際には、先輩家裁調査官の手法で参考になることは、すぐにメモをとって、自分が行う調査で活かすようにしています。

小豆川 私の場合、自分が担当する事務について、最初の頃は水口主任から色々教えてもらっていたのですが、理解が進むにつれて教えてもらうだけでなく自分でも調べたり、事務をどう進めればよいか考えて意見を述べられるようになりました。そういうところは成長できたかな、...そう思っています（笑）。あと、当事者への対応や説明の仕方などについては、岡本さんや水口主任の対応をお手本にしていて、最初の頃と比べると二人に少しは近づけているかな、と思います。

受験生へのメッセージ

最後に、受験生の方々に一言、メッセージをお願いします。

小豆川 裁判所は本当に仕事の幅が広くて色々な経験ができますし、色々な部署の多くの職員と関わりながら仕事をしています。人とのつながりのある裁判所、いいですよ。

徳平 今、私は家裁調査官として仕事をしていますが、これは自分の力だけではなくて、仲主任からの指導であるとか、事務官、書記官などの助けがあつてのことだと思つてます。裁判所は、色々な人に育ててもらいながら、自分を大



きく成長させることのできる魅力的な職場だと思います。

仲 裁判所の仕事は、人の一生を左右するような、非常に重要な判断が求められることもあり、その重みや緊張感を感じながら日々仕事をしています。事務官、書記官、家裁調査官が各々そういった重責と真摯に向き合い、協力して事件の解決に結びつけることができたときには大きなやりがいを感じると思います。ぜひ裁判所の職員を目指していただけたらと思います。

※1 履行勧告

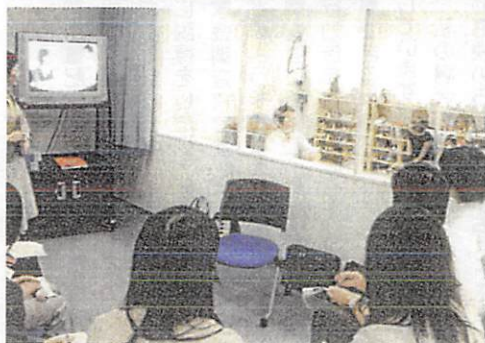
家庭裁判所で決めた調停や審判などの取決めを守らない人がいる場合に、権利者の申出により、相手方に取決めを守るように説得したり勧告をしたりする制度のこと。

※2 強制執行手続

勝訴判決を得たり、相手方との間で裁判上の和解が成立したにもかかわらず、相手方がお金を支払ってくれない場合などに、判決などの債務名義を得た人（債権者）の申立てに基づいて、相手方（債務者）に対する請求権を、裁判所が強制的に実現する手続のこと。

研修制度

裁判所が適正迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員一人ひとりが持てる力を十分に発揮することが必要です。それを組織的にサポートするために、裁判所職員として必要なマナー、担当職務を行うための基礎知識や技能の習得を目的とし、職場研修(OJT)と集合研修(OFF JT)とを相互に関連させた効果的な研修制度を用意しています。



採用1年目

職場研修(OJT)

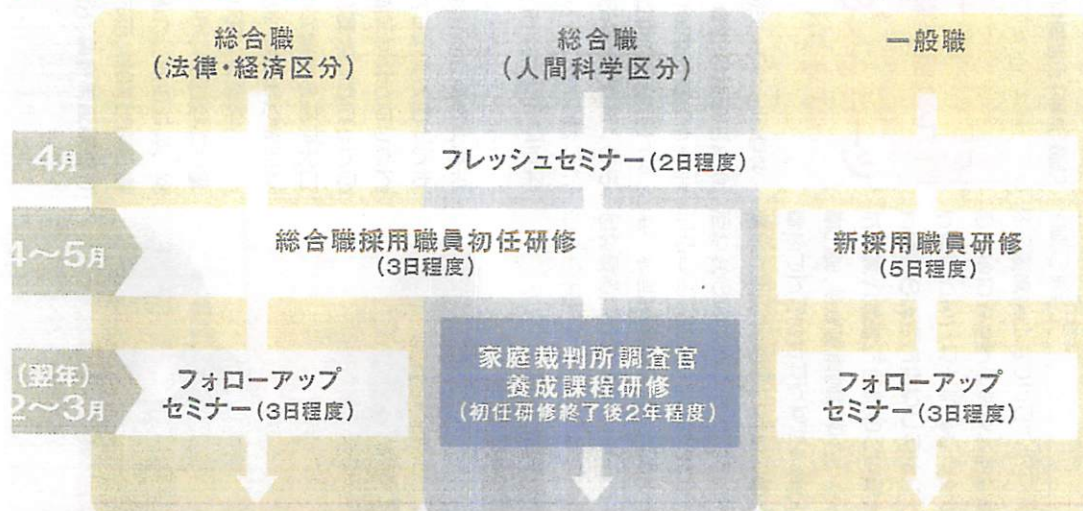
属された職場において、日常の業務を通じて上司から計画的な指導を受けます。

職務を行うために必要な具体的な知識・技能の習得目標を設定



指導者とのミーティングで達成度を確認

集合研修(OFF JT)



●フレッシュセミナー

裁判所職員として当面必要な知識を習得します。

●新採用職員研修等

裁判所職員として必要な基礎知識やふさわしい心構えを習得します。

●フォローアップセミナー

採用1年目の仕上げとして、それまでに習得した内容の確認をし、2年目のスタートに備えます。

実務研修・研究

裁判所では、裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の実務能力や専門性の向上等を目的とした研修及び研究を行っています。

裁判所事務官の研修例

事務官法律研修

大学法学部卒業者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。

事務官専門研修

総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門知識・技能を付与します。

裁判所書記官の研修・研究例

書記官ブラッシュアップ研修

中堅書記官として書記官の職務全般を遂行するのに十分な知識・技能を付与するとともに、多様な裁判事務に対応する力を磨き上げます。

書記官実務研究

事務処理上の諸問題についての研究・討議を通じて職務遂行能力の向上を図ります。

家庭裁判所調査官の研修・研究例

調査官実務研修

若手調査官を対象に実務能力の総合的向上を図ります。

調査官専門研修

中堅調査官を対象に実務に必要な専門知識・技能の向上を図ります。

調査官特別研修

複雑困難な事件の調査に必要な面接技法や心理テスト技法の一層の向上を図ります。

調査官実務研究

調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的な研究を行います。

*ここに挙げたものはほんの一例であり、この他にも担当職務に必要な研修などを行っています。

語学研修

国際化の進展に伴い、裁判所を訪れる外国人の数は増加しています。裁判所では、英語を主とする外国語研修を実施しています。研修を通じて、外国人との窓口対応や、見学等で来庁した外国人に対する応接に必要な語学力を身につけることができます。

在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があります。在外研究員は海外に派遣され、裁判制度などの研究を行います。主な派遣先には、アメリカ、オーストラリア、フランス、ドイツがあります。



デンバー地方
裁判所長と



デンバー地方
裁判所の
オフィスにて

大阪家庭裁判所
家事部
家庭裁判所調査官
春名 健志

●平成15年採用

▶京裁調査官補(福岡)
▶京裁調査官(福岡、高知、大阪)



私は、長期在外研究員として一年間アメリカ合衆国に派遣され、子どもの監護をめぐる紛争事件や児童虐待事件などに関する裁判の制度や実務について研究を行いました。

現地では、裁判所や児童福祉機関において裁判官や職員と意見交換をしたり、弁護士や心理専門職の調査に同行したりする中で、子どもの福祉や裁判手続の適正化を実現するための海外における取組を体験的に学ぶことができました。また、司法分野に関する研究会や国際会議に参加した際には、最新の知見を得ることができましたし、司法サービスの改善のために、組織や職種を超えてネットワークが作られている様子を目の当たりにすることができ、大いに刺激を受けました。これらの経験を通じて、日本の裁判の制度や実務、その文

今後、私も在外研究の経験を活かし、幅広い視野を持って家庭裁判所を利用する方々に役立つ調査を行っています。

現在、私は、家庭裁判所調査官として家事部に所属し、主に離婚や子どもの監護をめぐる紛争の解決に取り組んでいます。その際には、在外研究で目にした、子どもを持つ父母を対象とした離婚後の養育に関するプログラムなどを参考に、子どもにとってより良い紛争解決の在り方を提案したり、子どもの意見や親子の関係を的確に把握するために海外の専門家が利用するノウハウを実際の調査に活用するなどして、在外研究で得た知識や経験、多角的な視点を役立てています。

海外で得た経験と知識を活かして

裁判所職員総合研修所

埼玉県和光市にある裁判所職員総合研修所は、
 広大な敷地の中に最新の機器・設備を備え、
 裁判所書記官、家庭裁判所調査官をはじめとする
 職種を超えた交流が自然に行われる環境で、
 充実した研修・研究を行っています。

仲間とともに裁判所書記官を目指す

研修生同士でも、グループ討議の時間はもちろん、普段から活発に議論をすることで、講義で学んだ内容の理解がより深まるだけでなく、自分の意見を分かりやすく相手に伝える力を向上させることもできるので、全国から集まった仲間とともに研修を受けることには大きな意味があると実感しています。

教官の方々からは、豊富な実務経験を踏まえた講義を受けることができるので、実際に書記官として仕事をするイメージを持って学ぶことができます。また、模擬裁判や実務演習の機会も多く設けられているので、講義で得た知識を基に、自ら考え、実践する応用力も養われます。

裁判所書記官養成課程の研修には、法律科目と実務科目があります。法律科目では、裁判所書記官として必要な法律知識を基礎からしっかりと学びます。実務科目では、当事者に対する手続案内や、事件の受付、調書作成などといった実務において必要となる知識やスキルを幅広く学びます。



松江地方裁判所
 裁判所事務官
岡崎 寛子
 ●平成20年採用



また、課業時間後も、他の研修生と一緒にスポーツをするなどして、研修生活がより充実したものになるよう心がけています。

仲間とともに、それぞれが思い描く理想の書記官像に近づけるよう、お互いに励まし合い高め合いながら主体的、積極的に研修に取り組んでいます。



裁判所書記官養成課程

(一例)

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、
 約1～2年にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、
 修了後に裁判所書記官に任命されます。

	月	火	水	木	金
I 限	裁判員法	民事訴訟法	刑事訴訟法	民事実務(執行)	少年法・同実務
II 限	民事実務(簡裁)	刑事実務(令状)	刑事実務(調書)	民事実務(調書)	民事実務(執行文)
III 限	家事審判法・同実務	民事実務(和解)	民事実務(保全)	契約法Ⅱ	消費者信用関係法
IV 限	家事演習	民事模擬弁論	刑事適条演習	刑事模擬公判	民事要件事実演習
V 限					

主なカリキュラム: 憲法, 民法, 刑法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法, 民事実務, 刑事実務, 家事審判法・同実務, 少年法・同実務, 法律実務演習, 実務修習



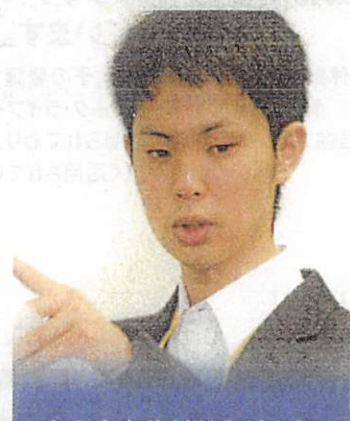
裁判所を利用する方のために、今、ここで学ぶ

研修所では、ワンウェイミラーやビデオ機材が設置された面接演習室、心理学等の行動科学や法律に関する文献を調べることができ

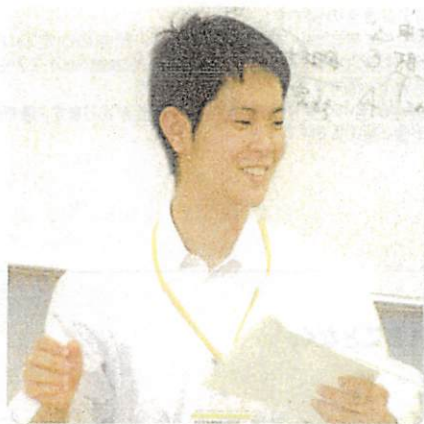
ます。研修所に入所して間もない頃、教官から「将来、家庭裁判所調査官として出会う、裁判所を利用する方のために、今、勉強してください。そのための環境がここにはあります。」と言われたことを覚えています。

家庭裁判所を利用する方の中には、家庭に関する難しい問題を抱えている方もいます。その問題を適切に解決するためには、その背景にある事情や関係者の心情等を的確に捉える必要があります。そうした役割が家庭裁判所調査官に期待されています。そのため研修のカリキュラムは、法律だけではなく心理学等の行動科学の講義、グループ討議による事例研究、面接技法を学ぶ演習、関係機関の見学など多岐にわたっており、家庭裁判所調査官として備えておくべき基礎的な知識から実務的な技法まで学ぶことができるように工夫されています。

私は、グループ討議を通して、自分の考えを的確に伝えるためには、もつと表現を工夫する必要があります。このことは、所属庁で行う実務修習の際にも大いに役立つと思っています。



東京家庭裁判所立川支部
家庭裁判所調査官補
山本 恭裕
●平成24年採用



このように恵まれた環境の中で、将来、家庭裁判所調査官として、より良い仕事ができるように、私は今、ここで、頑張っています。

図書館などの施設も充実しています。私は、面接演習で録画された自分の様子を見て、早口になる癖に気付いた一方、誠実に話を聴く姿勢があると同期の研修生から言ってもらい、励まされる思いになったこともあります。



家庭裁判所調査官養成課程

(一例)

総合職試験(人間科学区分)に合格して採用されると、約2年間にわたり執務に必要な行動科学や、法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

	月	火	水	木	金
I 限	子どもの虐待	発達心理学	民事・家事 審判法演習	刑法・少年法 演習	問題別事例研究 (少年・薬物非行)
II 限					
III 限	問題別事例研究 (家事)	面接技法演習	夫婦関係調整 事件の調査	犯罪精神医学	粗暴非行の調査
IV 限					
V 限					

主なカリキュラム:裁判所制度,法律(民法,刑法,家事審判法,少年法等),関係科学(人格研究,家族研究,非行研究等),家事・少年調査実務,実務演習(心理テスト,面接技法,報告書等作成,事例研究等),総合演習,関係機関見学,一般教養

給与

国家公務員試験採用者と同じです。

初任給

総合職試験(院卒者試験)	240,248円	(行政職俸給表(一)2級11号俸)
総合職試験(大卒程度試験)	213,816円	(行政職俸給表(一)2級1号俸)
一般職試験(大卒程度試験)	203,196円	(行政職俸給表(一)1級25号俸)
一般職試験(高卒者試験)	165,318円	(行政職俸給表(一)1級5号俸)

諸手当

- 期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)
1年に俸給月額などの約3.95箇月分
- 住居手当
借家(賃貸のアパート等)に住んでいる職員に、最高27,000円
- 通勤手当
交通機関を利用している職員等に、6箇月定期券の価格等(1箇月当たり最高55,000円)
- 扶養手当
扶養親族のある職員に、配偶者13,000円等
- 超過勤務手当等

* 初任給は、東京都特別区内に勤務する場合の例です。
* 上記のほか、平成24年度及び平成25年度については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく特例として給与減額支給措置(①基本給:△4.77% ②ボーナス:△9.77%等)が実施されています。
* 上記の内容は平成24年4月1日現在のものであり、変更される可能性があります。最新の情報は裁判所のウェブサイトをご覧ください。

勤務時間・休暇等

国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

勤務時間

1日7時間45分
土曜日・日曜日(週休2日制)、祝日及び年末年始
年次休暇が年間20日(4月1日採用の場合、採用年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し)あるほか、特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引等)、病気休暇及び介護休暇があります。

裁判所は、ワーク・ライフ・バランスを推進しています。

育児休業、育児時間、保育時間、子の看護休暇、早出遅出勤務、育児短時間勤務等、ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度が設けられており、男女を問わず、これらの制度が広く活用されています。

福利厚生

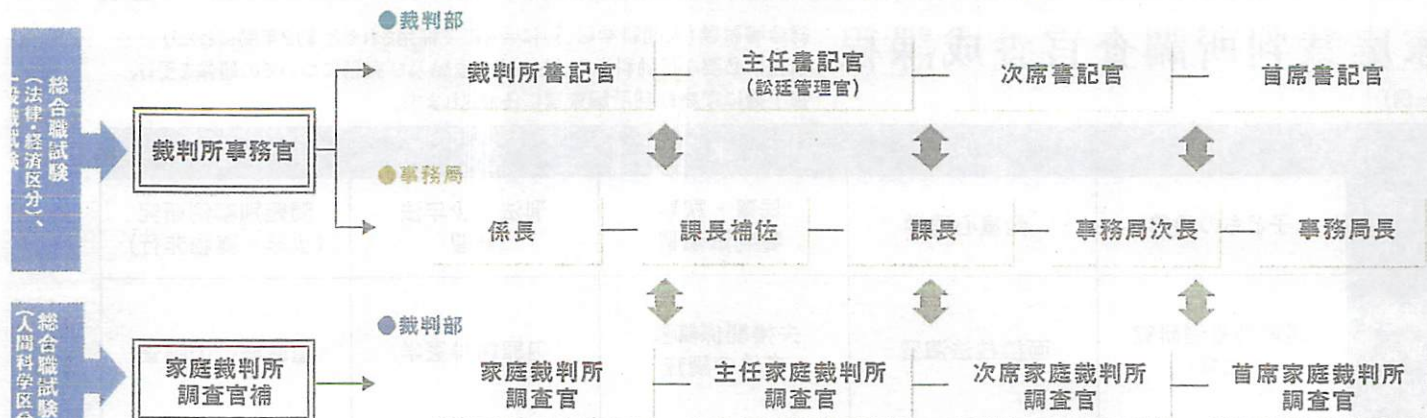
共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の定と福祉の向上を図るために、医療保険及び年金制度が意されています。

一部の主要都市には、国家公務員共済組合連合会の直営院があり、また国家公務員共済組合連合会等が運営する地の宿泊所を部内者料金で利用することもできます。

昇進

裁判所では、採用試験の種類(総合職試験・一般職試験)にとらわれることなく、成績主義・能力主義に基づく人事管理が徹底されています。

昇進の具体的なイメージは次のとおりです。異動・昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。



員として、在官年数、年齢等一定の要件を満たせば、試験を受けて簡易裁判所判事になる道も開かれています。

採用試験

受験資格	総合職試験				一般職試験	
	院卒者試験		大卒程度試験		大卒程度試験	高卒者試験
	法律・経済	人間科学	法律・経済	人間科学		
試験内容	30歳未満(※1)であって、院卒及び院卒見込みの者		21歳以上30歳未満(※1)の者		21歳以上30歳未満(※1)の者	高卒見込み及び卒業後2年以内の者 (中学卒業後2年以上5年未満の者も受験可)
	基礎能力試験(多肢選択式)30題 (知能分野27題・知識分野3題)(※2)		基礎能力試験(多肢選択式)40題 (知能分野27題・知識分野13題)			基礎能力試験(多肢選択式)45題 (知能分野24題・知識分野21題)
	専門試験 (多肢選択式) 30題 【必須】 憲法・民法 【選択】 刑法又は経済理論	専門試験 (記述式) 6題 【必須】 心理学、社会学、 社会福祉学、 教育学から1科目 【選択】 必須で選択した 科目又は法律学 (憲法、民法、刑法)	専門試験 (多肢選択式) 30題 【必須】 憲法・民法 【選択】 刑法又は経済理論	専門試験 (記述式) 6題 【必須】 心理学、社会学、 社会福祉学、 教育学から1科目 【選択】 必須で選択した 科目又は法律学 (憲法、民法、刑法)	専門試験 (多肢選択式) 30題 【必須】 憲法・民法 【選択】 刑法又は経済理論	作文試験 1題
	政策論文試験 (記述式) 1題				論文試験 (小論文) 1題	
	論文試験(小論文) 1題(※3)		論文試験(小論文) 1題(※3)			
第2次試験	専門試験 (記述式) 4題 【必須】 憲法、民法、刑法 【選択】 民訴法又は刑訴法	専門試験 (記述式) 2題 13科目(※4)から 2科目を選択	専門試験 (記述式) 3題 憲法、民法、刑法	専門試験 (記述式) 2題 13科目(※4)から 2科目を選択	専門試験 (記述式) 1題 憲法	
	人物試験 (個別面接)	人物試験 (集団討論及び 個別面接)	人物試験 (個別面接)	人物試験 (集団討論及び 個別面接)	人物試験 (個別面接)	人物試験 (個別面接)
	人物試験 (集団討論及び個別面接)		人物試験 (集団討論及び個別面接)			
第3次試験						

一般職試験(社会人試験)は採用予定がある場合に実施します。

(※1) 年齢は、受験する年の4月1日現在 (※2) 法律・経済区分の特例希望者は40題(知能分野27題・知識分野13題) (※3) 特例希望者のみ

(※4) 臨床心理学、発達心理学、社会心理学、家族社会学、社会病理学、社会福祉援助技術、児童福祉論、老人福祉論、教育方法学、教育心理学、教育社会学、民法、刑法(ただし、児童福祉論と老人福祉論は同時選択不可。)

試験Q&A

Q 総合職試験と一般職試験の違いは何ですか？

A 総合職試験は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。ただし、裁判所では、従前から、成績主義・能力主義に基づく人事管理が徹底されていますので、採用試験の種類にかかわらず、その能力や勤務成績次第で昇進の道が大きく開かれています。

Q 試験によって、採用される職種は異なるのですか？

A 総合職試験(法律・経済区分)又は一般職試験の受験者は、裁判所事務官として採用されます。また、総合職試験(人間科学区分)の受験者は、家庭裁判所調査官補として採用されます。

Q 総合職試験(法律・経済区分)の特例制度とは何ですか？

A 総合職試験(法律・経済区分)の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験科目を有効に受験すると、総合職試験に不合格であった場合でも、一般職試験(大卒程度試験)受験者としての合否判定を受けることができる制度です。特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

Q 現在、大学院生ですが、大卒程度試験は受験できますか？

A 可能です。ただ、院卒者試験を設けた趣旨や、院卒者にふさわしい試験内容としている観点からすると、大学院修了見込みや院卒者の方は、院卒者試験を受験することを推奨します。

Q 受験の申込方法を教えてください。

A 総合職試験(院卒者試験/大卒程度試験)及び一般職試験(大卒程度試験)についてはインターネットで受験申込みをすることができます。また、受験案内(受験申込書)を入手して受験申込書を郵送する方法もあります。これらの試験の受験案内は2月末頃、一般職試験(高卒者試験)の受験案内は5月末頃から裁判所ウェブサイトに掲載するとともに、全国の裁判所で配布します。

Q 採用試験についてもっと詳しい情報を知りたいのですが？

A 裁判所ウェブサイトの「裁判所職員採用試験」のページには、試験の概要、受験から採用までの流れ、過去の試験問題、先輩職員からのメッセージ、説明会のお知らせなど、たくさんの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

<http://www.courts.go.jp/>